公　　告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び橋本市契約事務規則（平成１８年橋本市規則第７１号)第５条の規定により、市有財産売却一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和８年１１月４日

橋本市長　平木　哲朗

１　市有財産売却一般競争入札に付する事項

（１）売却年度　　令和８年度

（２）売り払い物件

土地				
物件番号	所在・地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	橋本市高野口町小田 659 番 13	宅地	348.98 ㎡	5,432,000 円
2	橋本市高野口町名古曽 1141 番 3	宅地	220.23 ㎡	1,705,000 円
3	橋本市高野口町小田 593 番 3	宅地	811.16 ㎡	12,897,000 円

建物付土地				
物件番号	所在・地番	地目	地積	最低入札予定価格
4	橋本市高野口町名倉 398 番 1	宅地	201.73 ㎡	955,000 円
既存建物				
所在・地番		登記	構造	延床面積
橋本市高野口町名倉 398 番 1		登記済	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建	１階　48.60 ㎡ ２階　48.60 ㎡

（３）入札保証金　　入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額

（４）契約保証金　　契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額

（５）契約条項を示す場所　　橋本市総務部総務課

２　その他必要な事項

「市有財産（土地）売却一般競争入札要項（令和８年 11 月)」、「市有財産（建物付土地）売却一般競争入札要項（令和８年 11 月)」による。